

# 変更協定書

令和4年4月1日付け大阪府（以下「甲」という。）と錦織公園指定管理グループ（以下「乙」という。）との間に締結した府営錦織公園管理業務の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

## 記

### 1 条項の変更

#### 第6条第2項 中

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」を

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項（質問回答書などを含む）及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」に改める。

#### 第19条第1項 中

「乙は、管理業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。」を

「乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。」に改める。

#### 第19条第2項 中

「乙が管理業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」を

「乙が第6条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」に改める。

### 2 第19条第1項及び第2項の変更については、令和5年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を原協定書とともに保有する。

令和5年3月 31日

(甲)  
大阪府

代表者 富田林市寿町2丁目6-1  
大阪府富田林土木事務所  
所長 宍戸 英明

(乙)  
錦織公園指定管理グループ

代表者 大阪市中央区南船場2丁目6番28号 ユタカビル7階  
一般財団法人 大阪府公園協会  
理事長 増山 和弘

